

府政防第1275号
消防災第162号
平成28年12月5日

各都道府県消防防災主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（調査・企画担当）
（公印省略）

消防庁国民保護・防災部防災課長
（公印省略）

津波避難対策の推進について

「津波対策の推進に関する法律」（平成23年法律第77号）では、「都道府県及び市町村は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所、避難の経路その他住民の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な事項に関する計画を定め、これを公表するよう努めなければならない。」（第9条第2項）と規定されています。

また、消防庁においては、津波による人的被害を軽減するためには、住民等一人ひとりの避難行動が基本となることから、平成25年3月に「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」（以下「検討会報告書」という。）を取りまとめ、都道府県による津波浸水想定の設定（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条）や、これを踏まえた市町村による指定緊急避難場所、避難経路の指定などの取組を推進しているところです。

本年11月22日に発生した福島県沖を震源とする地震でも、東日本沿岸部に津波警報・注意報が発表され、沿岸市町村で多くの住民避難が行われたところであり、津波避難対策の重要性が改めて認識されました。

こうした状況を踏まえ、貴職におかれましては、下記1に留意のうえ、改めて各市町村の津波避難対策の推進について必要な取組を行っていただくようお願いします。

併せて各市町村における津波避難対策の取組状況を下記2により調査しますので、ご協力をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出することを申し添えます。

記

1 津波避難対策の推進

津波被害が想定される市町村は、次の津波避難対策を推進すること。

(1) 指定緊急避難場所、避難経路などを定めた津波避難計画の策定

津波避難計画未策定の市町村は、検討会報告書に記載の「津波避難計画において定める必要がある事項」（別紙1）を参考に津波避難計画を早期に策定すること。なお、津波避難計画は、必ずしも独立の計画として策定する必要はなく、地域防災計画等に別紙1の事項等を記載することで足りること。

(2) 住民等の避難の実効性確保

津波避難計画に定める指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準などについて、避難訓練の実施等を通じて住民等への周知徹底を図ること。

また、消防職団員、水防団員、市町村職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全確保のため、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを確立し、住民等に周知すること。特に消防団員については、「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」に従った行動を徹底すること。

(3) 津波警報等の伝達、的確な避難指示等の発出

消防庁は全国瞬時警報システム（J－A L E R T）により津波警報等を関係市町村に伝達することとしており、大津波警報・津波警報については、ただちに市町村防災行政無線、緊急速報メール等のあらゆる手段により住民等に伝達するとともに、浸水想定区域に速やかに避難指示を発出すること。

また、津波注意報についても、1メートル程度の津波が予想されることから、海岸付近等に対しては、速やかに注意喚起や避難指示等を発出すること。この場合においても、J－A L E R Tの機能活用が有用であることに留意すること。

(4) 徒歩避難の原則の周知

地震・津波発生時には、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難は、徒歩によることが原則であり、市町村（都道府県）は、自動車の運転者等に対する継続的な啓発を行うなど周知に努めること。ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町村は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討すること。

- (5) 津波被害を想定した実践的な避難訓練の実施
最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めること。

2 津波避難対策取組状況調査について

(1) 調査内容

ア 調査時点 平成 28 年 12 月 1 日

イ 調査様式

別紙 2 「津波避難対策取組状況調査票(消防庁報告用)」

別紙 3-1 「津波避難対策取組状況調査票(市町村入力用)」

別紙 3-2 「津波避難対策取組状況調査票(都道府県報告用)」

※ 管内市町村に対して別紙 3-1 及び別紙 3-2 を配布し、市町村からの回答(別紙 3-2)を取りまとめるうえ、別紙 2 により提出してください。

なお、調査結果は公表する予定です。

(2) 提出期限

平成 28 年 12 月 26 日(月)

(3) 提出方法

E-mail (送信先:m.hattori@soumu.go.jp)により提出してください。

(4) 参考

昨年度実施調査結果

別紙 4 「平成 27 年 4 月 1 日現在 津波避難対策実施状況調査結果」

(問い合わせ先)

○津波対策の推進に関する法律関係
内閣府政策統括官(防災担当)付
参事官(調査・企画担当)付
参事官補佐 駒田 義誌
主査付 辰島 詩季子
電 話 03-3501-5693 (直通)
F A X 03-3501-6820

○津波避難対策推進マニュアル検討会報告書
及び津波避難計画策定状況等調査関係
消防庁国民保護・防災部防災課
震災対策専門官 多鹿 雅彦
震災対策係長 木村 真
事務官 服部 正宏
電 話 03-5253-7525 (直通)
F A X 03-5253-7535

「津波避難計画に定める必要がある事項」
(津波避難対策推進マニュアル検討会報告書 P 12 に記載)

○緊急避難場所等、避難路等	緊急避難場所・津波避難ビル、避難路・避難経路の指定・設定
○初動体制	職員の参集基準、参集連絡手段等の明確化
○避難誘導等に従事する者の安全確保	退避ルールの確立、情報伝達手段の整備
○津波情報の収集、伝達	大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報の収集伝達手段・体制等
○避難指示、勧告の発令	避難指示、勧告の発令の基準、手順、手段等
○津波対策の教育・啓発	津波避難計画・ハザードマップ等の周知、津波の知識の教育・啓発の方法、手段等
○避難訓練	避難訓練の実施体制、内容等
○その他の留意点	観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、避難行動要支援者の避難対策